

実効的な企業制裁制度の必要性と そのあり方について

「逆効果」問題とその対処法

京都大学 稲谷龍彦



前提

前回までの責任法をめぐる議論の総括

- 民事責任に関する議論の総括：事故または事故未遂情報に基づいてアップデートされる型式認証などにおける安全性能基準と紐づく形で、製造物責任法の「欠陥」（または自賠責法の「欠陥」及び「障害」）概念を理解し、これらが認められる場合に賠償責任（求償責任）を認めることで、自動運転車の製造者に、事故の発生確率を一定以下に低下させるインセンティブを与える。
- 刑事責任に関する議論の総括：事故または事故未遂情報に基づいてアップデートされる型式認証などにおける安全性能基準と紐づく形で、業務上過失致死傷罪における「過失」（予見可能性及び結果回避義務）を理解することで、自動運転車の製造者に、事故の発生確率を一定以下に低下させるインセンティブを与える。

問題の所在

責任制度を適切に機能させるために情報の非対称性を解消する必要性

- 民事責任及び刑事責任の双方とも、事故の発生確率が一定以上であったこと、つまり、「欠陥」・「障害」・「過失」の存在について、被害者または保険会社（民事責任）、あるいは検察官（刑事責任）が立証できなければ、自動運転車の製造者には、安全な自動運転車を製造するインセンティブが生じない。
 - 自動運転車の性能に関する情報のほとんどは、自動運転車の製造者の元に存在するため、責任追及者が自動運転車の製造者の元に存在する情報にアクセスする方法がなければ、責任制度が機能不全に陥り、自動運転車の安全性が確保されない。
- 自動運転車製造者と責任追及者との間の情報の非対称性を解消する必要。

責任法の「逆効果」 ("Perverse Effect")

情報の非対称性を維持する強いインセンティブ

- 自動運転車の製造者から見た場合、事故の発生確率が一定以上であることを示す証拠を提出することは、法的責任を自ら引き受けに行くことになり、また評判の毀損や型式認証取消などの副次的な損害を自ら生じさせることになるため、インセンティブが生じない：法的責任や社会的非難が重くなればなるほど、証拠を隠蔽・隠滅するインセンティブも大きくなってしまい、問題が極めて悪化してはじめて明るみに出ることになる－いわゆる「逆効果」問題 (Arlen 1994)。
- 「逆効果」問題は実務上深刻なものであり、実際、この問題の解消策となりうる訴追延期合意制度が本格的に導入される03年前後まで、アメリカの企業制裁制度は厳罰が規定され、また、大陪審などの捜査制度も整備されているにもかかわらず、ほとんど効果的に機能しなかった。

訴追延期合意制度(DPA, Deferred Prosecution Agreements)：企業が犯罪事実を認め、自主的に報告するかまたは捜査に協力し、また再発防止策（企業構造・コンプライアンス改革）と被害回復措置等をとること、制裁金を支払うこと等を条件に、検察官が企業の訴追を延期する（起訴後に訴訟手続を一旦停止し、合意違反の場合は訴訟を再開、合意履行の場合には公訴を取り下げる）ことを合意する制度。問題解決のための自主的な取り組みの程度等に応じて、制裁金等が調整される。

「逆効果」問題によって懸念される問題

現行法の限界(?)

- 求償の場面での保険会社と自動運転車製造者との協力：両者のインセンティブは矛盾している上に、求償額<求償費用となる場合には保険会社にとって求償しないことが適切な選択肢となるため、どの程度機能するのか不明。また、海外企業とは協力関係の前提となる信頼関係を形成することができるのかも不明。
- 捜査機関による強制捜査：国内企業の場合、早期に実施すれば一定程度の成果を得られる可能性がある。一方で、長期にわたる組織的な隠蔽・隠滅行為がなされた場合には、責任追及が困難になる可能性。また、海外企業に対して、捜査協力等で適時に必要な証拠を得ることができるのか不明。
- 事故調査機関の権限強化：「逆効果」問題を踏まえた制度設計を行うことで、より大きな成果を上げることができる。

→日本版DMA・DSAなどが整備されるなど、海外巨大テック企業に対する適切な対応が求められる今日の状況に鑑みると、「逆効果」問題への対処は、安全な自動運転車やAI製品一般を流通させる上で、少なくとも中長期的には非常に重要な問題ではないか。

「逆効果」問題解決の方法

①情報の非対称性を解消する努力をしない場合に制裁を重くする

- 問題を発見して隠蔽せずに自主的に申告する<問題発生後に短期間隠蔽したが自主的に申告する<問題発生後に長期間隠蔽したが自主的に申告する<問題発生後に長期間放置し発覚したが調査や捜査には協力する<問題発生後に長期間放置し発覚した後も調査や捜査に協力しないという順に、企業に対する金銭的制裁（課徴金）や行政処分を段階的に重くする（e.g. 司法省の検察官マニュアル）。
- 自主的な申告やそのための内部調査にかかる費用<自主的な申告が遅れた場合に生じる金銭的制裁、という関係を最低でも作り出す（e.g. アメリカの制裁金）。
- 公益通報者に対する保護及び金銭的補償を行う（e.g. ドッド・フランク法による公益通報者報奨制度）。

→自動運転車製造者が、必要な賠償や改善措置を自主的に行って問題を早期に解決する方が、隠蔽や隠滅を行うよりも圧倒的に経済的に利益になる状況を作り出す（訴追延期合意制度のポイントの1つ）。

「逆効果」 問題解決の方法

② 「評判の毀損」 に対応するため組織的問題の解決を公的にサポートする

- 「評判の毀損」問題の原因：市民及び消費者にとって問題を起こした企業がどの程度問題解決に本気で取り組んでいるのか分からないこと。とりわけ、品質偽装問題など製品の信頼性に関わる近時の企業不祥事の多くが企業文化や組織風土などに起因していると指摘されているため、一回的な懲罰で変化が生じるのかに対する疑念が生じやすい⇔訴追延期合意の内容を公開し、司法省が対象企業の「更生」を「保証」する場合には、「評判の毀損」問題が生じにくい。
 - 問題を組織的に隠蔽していたなどの悪質なケースにおいては、組織的な構造改革計画を提出させると共に、当該計画の遂行を監督する弁護士などの専門家を企業の費用で雇用させ、これらを公表することで公的に「更生」を担保する。
- 公的機関が関与する形で構造改革を進め、あるいは独立監督人を選任することで、透明性の高い問題解決策を実行し、長期的に自動運転車製造者と消費者・市民の双方に利益をもたらす（訴追延期合意制度のポイントの1つ）。

「逆効果」 問題解決の方法

③国際的な協力によって市場を「人質」に取る効果を高める

- 海外企業に対する司法省による訴追延期合意制度の適用は、当該企業が米国市場から退場したくないという金銭的なインセンティブに究極的に依存。
 - かつてほどではないにせよ、日本市場は依然として海外企業にとって魅力的であり、完全に退場しても良いと考える企業はそれほど多くない（と期待したい）。
 - 仮に、日本の法制度が安全な自動運転自動車やAI製品の社会実装を促進するものであると国際的に認知されれば、同様の法制度を採用して協調的に法執行を行う法域が増える可能性がある：「市場」を人質に取る効果を高める。
- 国際的に見ても妥当であると理解される法制度の場合、グローバルに同様の制度が拡散し、国際協力や市場の「統一」が進むことで当該制度の実効性がより高まる（訴追延期合意制度のポイントの1つ）。

結語に代えて

具体的提案

- 法システム全体として持続的に自動運転車の安全性を確保し続けようという意図であることからすると、「欠陥」・「障害」のある自動運転車を流通させることはもちろん、この法システムの鍵となる機能を害する情報の隠蔽・隠滅・偽装についても、自動運転車の安全性を害する危険な行為であるとして、国際的に見ても十分に高額な課徴金等の対象とする。
- 法システムの健全な機能に貢献する公益通報者については十分に保護し、場合によっては金銭的な補償を与える。
- 問題への対応度に従って課徴金が段階的に調整されることを明示することで、早期の申告または協力を促すと共に、悪質な事案においては構造改革計画の提出や独立監督人の選任を命じられるようにする。
- 責任制度や制裁制度を国際的に発信していくことで協力関係を構築し、制度の説得力や実効性を高める。